

# 社会保障費用統計の概要

## 【作成目的】

我が国における年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの公的な社会保障制度に係る1年間の支出(国民に対する金銭・サービスの給付等)等を取りまとめることにより、国の社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにし、社会保障政策や財政等を検討する上での資料とすることを目的とする。

## 1 集計内容

### (1) 社会保障支出に係る統計(OECD基準表)

社会保障制度に係る支出全般(個人に対する給付費、施設整備費等)を高齢、保健、失業といった9つの政策分野別に集計したもの。

### (2) 社会保障給付に係る統計(ILO基準表)

社会保障制度に係る支出のうち、個人に対する給付費、及びその財源収入を、健康保険、介護保険、国民年金、生活保護といった社会保障制度別に集計したもの。

## 2 作成方法

行政機関(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等)が所管する社会保障制度ごとに整理している収支決算データを、厚生労働省が収集し、収集したデータをOECD又はILOが作成した基準に沿って集計する。

## 3 公表時期 毎年8月上旬

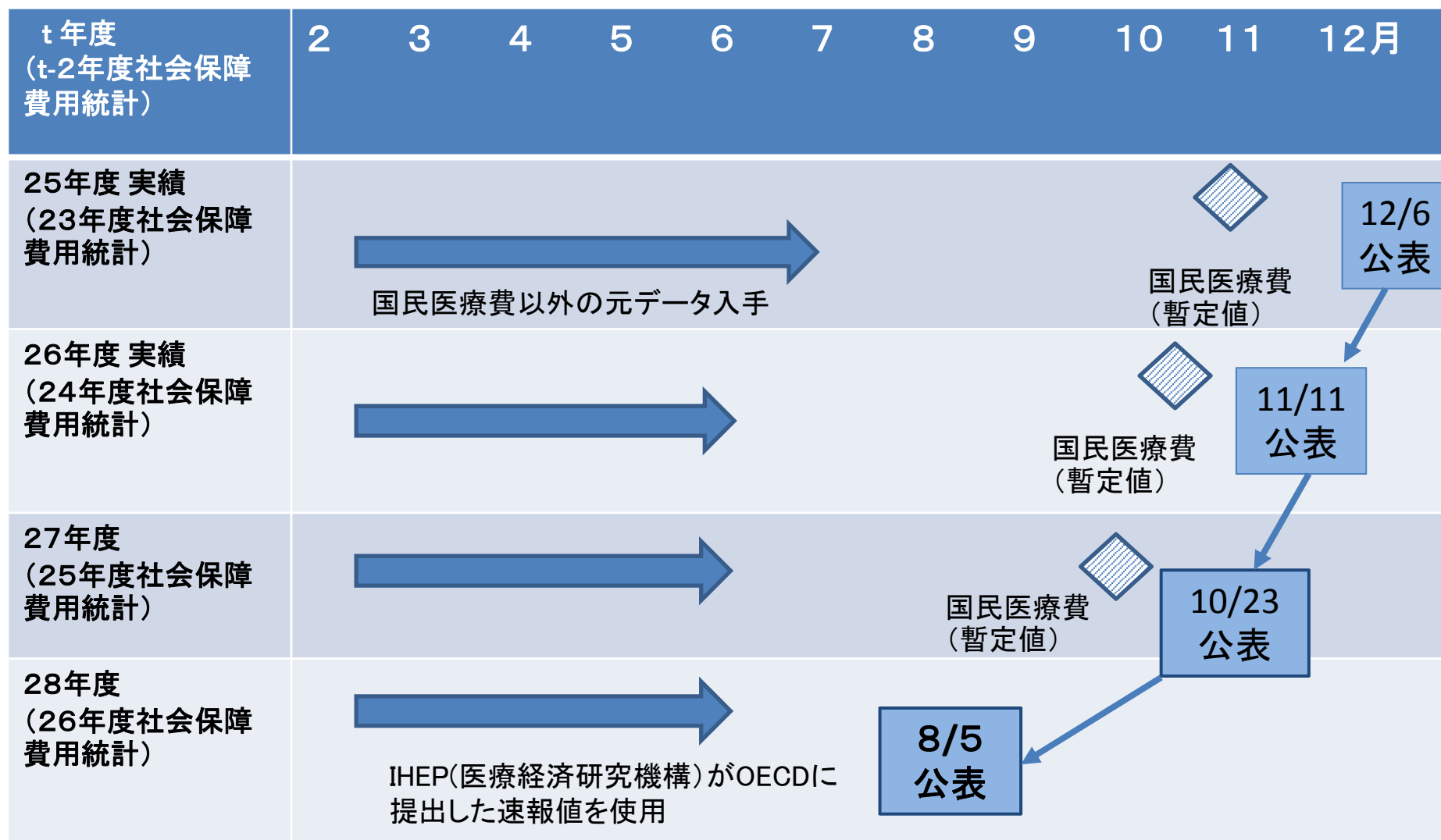
### ●OECD基準表(イメージ)

	支出
総計	
高齢	
現物	
現金	
保健	
現物	
現金	
...	
現物	
現金	

### ●ILO基準表(イメージ)

	収入				給付	
	拠出	国庫負担	資産収入	...	現物	現金
健康保険						
介護保険						
国民年金						
社会福祉						
...						
総計						

# 公表の早期化



# 制度間移転のクロス集計の充実①

## ILO基準表

	収入				支出	
	被保険者 拠出	事業主 拠出	公費負担	他制度から の移転	給付	他制度への 移転
全国健康保険 協会管掌健康 保険	医療分	医療分				医療分
	介護分	介護分				介護納付金
組管管掌 健康保険	医療分	医療分				医療分
	介護分	介護分				介護納付金
国民健康保険	医療分	—				医療分
	介護分					介護納付金
各種共済	医療分	医療分				医療分
	介護分	介護分				介護納付金
介護保険	第1号分	—		支払基金 交付金		

社会保険診療報酬  
支払基金  
介護保険特別会計

# 制度間移転のクロス集計の充実②

第16表 ILO基準表 社会保障給付費 参考表2(介護保険)

	収入				支出	
	被保険者 拠出	事業主 拠出	公費負担	他制度から の移転	給付	他制度への 移転
全国健康保険 協会管掌健康 保険	医療分	医療分				医療分
(再掲)	介護分	介護分				介護納付金
組合管掌 健康保険	医療分	医療分				医療分
(再掲)	介護分	介護分				介護納付金
国民健康保険	医療分	—				医療分
(再掲)	介護分					介護納付金
各種共済	医療分	医療分				医療分
(再掲)	介護分	介護分				介護納付金
介護保険	第1号 被保険者分		別掲	支払基金 交付金		
(別掲)	第2号 被保険者分	第2号 被保険者分				

# 国際基準の概要

	ILO(18次)基準 ※基幹統計表	ILO(19次)基準	新ILO(SSSI)基準	EU(ESSPROS)基準	OECD基準 ※基幹統計表
財源収入	社会保険料 事業主拠出 被保険者拠出 国庫負担 他の公費負担 他の収入	社会保険料 事業主拠出 民間事業主 公的事業主 被保険者拠出 被用者 自営業者・年金受給者 税 普通税(国、地方) 目的税(国、地方) 他の収入	社会保険料 事業主拠出 被保険者拠出 被用者 自営業者 年金受給者 一般政府拠出 他の収入	○種別別収入 社会保険料 事業主拠出 被保険者拠出 被用者 自営業者 年金受給者 一般政府拠出 普通税 目的税 他の収入 ○収入発生源別(SNA準拠) 法人企業 一般政府 中央政府 地方政府 社会保障基金 家計 対家計非営利団体	基準なし
支出	疾病出産、業務災害、年金、失業、家族手当、その他	高齢、遺族、障害、労災、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他	高齢、遺族、障害、労災、保健医療、家族、 <u>出産</u> 、失業、住宅、 <u>義務教育</u> 、生活保護その他	高齢、遺族、障害、労災、保健医療、家族、失業、住宅、社会的排除その他	高齢、遺族、障害・業務災害・傷病、保健、家族、積極的労働市場政策、失業、住宅、他の政策分野
国際比較	×(1990年代まで可能)	×(1990年代まで可能)	×(一部の途上国を除き比較不可能)	○(EU諸国との比較が可能)	○(OECD加盟国との比較が可能)

# 地方単独事業の総合的計上に向けて

## 【背景】

- ・2012年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱において「地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像の整理」が指摘された。
- ・地方公共団体が社会保障政策の実施に果たす役割が高まるなかで、一定の客観的基準に沿って地方政府が独自の財源と基準で実施する社会保障にかかる事業(以下、地単事業)のデータを収集し、社会保障費用の全体像を把握する方法の開発が求められている。

## 【現状】

- ・地方公共団体の社会保障支出については、本来、社会保障費用の国際基準に従い、国庫補助事業と地方単独事業の双方が計上されるべきである。
- ・しかし現状の社会保障費用統計においては、国庫補助事業に関しては国庫補助額と補助率に基づく推計値を計上しているが、地単事業はデータの制約により一部(公立保育所運営費、医療費)しか計上されていない。
- ・社会保障関係の地単事業を詳細に把握する統計として、総務省自治財政局が実施する「社会保障関係の費用に関する調査」があるが、非公表のため利用の見通しが立たない状況。

## 【方法案】

- ・総務省「社会保障関係の費用に関する調査」の利用可能性について検討する。
- ・利用が不可能な場合は、単価に基づく推計方法の開発を行う。